

# 甲南大学法科大学院入学試験問題について

2018年度秋入学・2019年春入学  
一般入学試験（B日程・8月19日分）

## 試験科目：刑事訴訟法

### 1. 出題趣旨

#### 〔設問1〕

ひろく自動車検問とされる警察の活動について、多面的に考察する視野について問う。犯罪発生後であるが、どの車両が本件に関連するか不明である段階では（1）警察法2条1項による一般的な自動車検問も可能である。（2）走行の概観に不審事由があれば、職務質問のための停止が可能である。（3）逃走車両の特徴などがある程度明確であれば、犯罪捜査として特定の車両の停止を求めることもできる（法197条1項本文）。それぞれ適法性の限界があるが、基本的には、「必要性・緊急性・相当性」原則によっていることなどを簡潔に説明すること。

#### 〔設問2〕

・条文に従い、令状執行開始からその終了まで、また事後の救済措置についてまでの流れをどの程度簡潔にまとめることができるかを問うものである。

#### 〔設問3〕

・証拠能力のうち、違法捜査によるものを証拠にしない趣旨の摘示（やや学説の整理に近い形でよい）。を踏まえて、判例のスタンス～法1条、法318条の条文解釈であるとする～の位置づけを明確にすること。

・実質的基準として、判例が求める「証拠物の押収等の手続に憲法三五条およびこれを受けた二一八条一項等の所期する令状主義の精神を没却する重大な違法があり、証拠として許容することが将来における違法捜査抑制の見地から相当でないと認められる場合には、証拠能力は否定される」（最判昭53・9・7）などについて、どの程度簡潔明瞭に書けるかを問うものである。

### 2. 採点実感

次の点の摘示にはとくに注意をはらうべきであり、これを欠く場合が多い。これらは低い評価になる。

#### 〔設問1〕

警職法2条、警察法2条しかでてこない。特定犯罪が発生している以上、法197条1項の犯罪捜査としてこれを行っ

ていると解する余地があるがほとんど触れていない。警察法、警職法、法197条1項いずれであれ、各場面にあわせて「必要性・緊急性・相当性」原則にしたがった法的限界の個別的な検討が必要であることを指摘しなければならないが、適確にできているものはあまりない。

〔設問2〕

捜査段階の搜索差押許可状と起訴後裁判所が主体となっていく場合を分けること（この点は大きな減点対象にしない）。主に捜査段階の搜索差押許可状の執行方法を説明すればよいが、令状提示、必要な処分、出入り禁止、押収物あるときの措置、ないときの措置（搜索証明書発付）、女子の身体の搜索の場合の注意事項などを222条も摘示してまとめたものがない。

〔設問3〕

判例の基準を正確に理解しているものがほとんどない。原則として違法収集証拠は排除しないことを摘示したものは皆無である。令状主義の精神を没却する重大な違法であり、将来の違法捜査抑制の観点からも排除を相当とする旨、正確に書けた答案も少ない。

### 3. 学習方法

既修者として入学する基礎として理解しておくべき刑事訴訟法の学習になっていない。

教材は定評のある基本書でよいが、条文・実務・判例（学説ではない）を「流れ」として理解する学習が不可欠である。